

## 2014年（平成26年）第3回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）3月14日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）3月14日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）3月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 大会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について

### 6 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 高橋 誠   | 3番 広江 文男  | 4番 稲垣 忠良  |
| 5番 谷邊 博人  | 6番 村上 三晴  | 7番 岡崎 昌史  |
| 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義   | 10番 井上 博僖 |
| 11番 鶏内 淑臣 | 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 |
| 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 |
| 18番 松井 孝尚 |           |           |

以上16名

### 7 欠席委員

- 1番 掛谷 典人      12番 門田 正義

### 8 その他の出席者

### 9 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 平田 純雄 | 松永出張所 | 平井 智子 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 小林 立昌 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局   | 藤原 真治 |
| 事務局   | 梅田 勝巳 | 事務局   | 土屋 和史 |

以上10名

## 10 議事内容

午前9時30分開会

事務局長            それでは、ただいまから2014年(平成26年)第3回農地部会を開会いたします。本日は6件の議案について、ご審議をいただきます。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。

部会長                — 開会あいさつ —

議 長                それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

(5番)

最初に、会議の成立を申し上げます。委員総数18名中16名の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号7番の岡崎昌史委員と議席番号16番の谷本耕造委員のご両名をお願いいたします。

議 長                議事に入る前に、議案の訂正・追加等があれば、事務局より説明してください。

事務局                それでは、第3回農地部会議案書追加・訂正事項の1ページ2番の備考欄に56ページの2番と関連、1ページの3番の備考欄に56ページの3番と関連をそれぞれ追加、10ページの10番の備考欄に農振除外済を、10ページの12番の備考欄に農振除外済をそれぞれ追加、11ページの16番の譲受人住所欄の駅家町大字万能倉611番地1を駅家町大字万能倉611番地10に訂正、備考欄に農振除外済を追加、29ページの80番から83番の利用権の設定を受ける者の名前欄の株式会社 柳津農園 代表取締役 津田正三を株式会社 柳津農園 代表取締役 津田和彦に訂正、32ページの101番、102番の利用権の設定を受ける者の経営面積欄の61,621平方メートルを61,620平方メートルに訂正、40ページの利用権を設定する土地欄の田の合計245筆179,164.98平方メートルを237筆178,839.98平方メートルに訂正、利用権を設定する土地欄の畑の合計35筆42,436.00平方メートルを43筆42,761.00平方メートルに訂正、52ページの25番の譲渡人住所・名前欄の岡山県岡山市北区野田二丁目13番17号

ミサワホーム中国株式会社 執行役員福山支店長 西本和可を岡山県岡山市北区野田二丁目13番17号 ミサワホーム中国株式会社 支配人を置いた営業所 福山市三吉町南二丁目5番1号 ミサワホーム中国株式会社福山支店 執行役員支店長 西本和可に訂正，56ページの2番の備考欄に1ページの2番と関連を，56ページの3番の備考欄に1ページの3番と関連をそれぞれ追加。

以上です。

議 長

それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので，ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず，東部地区の報告をお願いします。

3 番

(広江)

それでは，東部地区の審議内容の報告をいたします。

東部地区では，3月20日，関係者により現地調査を行い，午前11時から8階の農業委員室で協議会を開催いたしました。委員8名全員の出席により，議案第1号5件，議案第3号2件，議案第5号1件，議案第6号6件の合計14件について，審議いたしました。

それでは，1ページの1番から5番についての審議内容の報告をいたします。

1番は，春日町の譲受人が，経営規模の拡大のために譲受けるものです。

2番から5番は，関連案件です。2番と3番は，それぞれ譲受人が経営規模の拡大を図るために申請地を取得するものです。4番は，譲受け，5番は，使用貸借権を設定して借受けるものです。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

4 番

(稲垣)

それでは，西部地区の審議内容の報告をいたします。

西部地区では，3月24日の午後1時から関係者により現地調査を行い，午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催いたしました。委員8名全員の出席により，議案第1号8件，議案第2号1件，議案第3号5件，議案第4号2件，議案第6号65件の合計81件について，審議いたしました。

それでは，1ページの6番から2ページの13番の審議内容の報告をい

たします。

6番と7番は関連案件で、津之郷町の譲受人が、6番は、千葉県四街道市の譲渡人から、7番は、千葉県千葉市の譲渡人から、それぞれ申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

8番は、山手町の譲受人が、郷分町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

9番は、赤坂町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、果樹を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

10番は、熊野町の借受人である法人が、申請地に3年間の賃借権を設定して、倉敷市の貸渡にんから借受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

11番は、瀬戸町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

12番は、箕島町の譲受人が、水呑町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

13番は、内海町の譲受人が、山口県宇部市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人あるいは借受人とも農業経験はあり、必要な農機具は確保あるいは購入予定であり、問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をいたします。

松永地区では、3月24日の午前8時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員5名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号4件、議案第6号22件の合計29件について審議いたします。

それでは、2ページの14番と3ページの15番について報告します。

14番は、神村町の譲渡人が、後継者である譲受人に申請地を贈与するものです。

15番は、藤江町の譲受人が、申請地を譲受け、野菜の栽培をし、経営規模の拡大を図るものです。

いずれも、必要な農機具等は所有しており、問題はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について報告をいたします。  
北部地区では、3月24日の午後1時から関係者により現地調査を行い、24日の午後3時30分から、北部支所3階302会議室において、委員10名全員の出席のもとに、議案第1号21件、議案第2号3件、議案第3号8件、議案第4号2件、議案第6号63件の合計97件について、審議いたしました。

それでは、3ページの16番から7ページの36番の審議内容の報告をいたします。

16番から25番は関連案件です。団体営土地改良事業実施地区内の農地の権利関係を整理するためのものです。

26番は、芦田町の譲受人が、野上町の譲渡人から申請地を購入し、水稲を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

27番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を購入し、経営規模の拡大を図るものです。

28番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を購入し、経営規模の拡大を図るものです。

29番と35番は関連案件で、駅家町の譲受人あるいは借受人が、29番で購入し、35番で使用貸借権を設定して借受け、新規就農するものです。

30番と32番は関連案件で、農業後継者である譲受人が贈与を受けるものです。

31番は、駅家町の譲渡人が、妻へ申請地を贈与するものです。

33番と34番は関連案件で、相互の農地の交換をするものです。

36番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を購入し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人あるいは借受人とも農業経験はあり、必要な農機具は確保あるいは購入予定であり、問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、神辺地区の審議内容について報告をいたします。  
神辺地区では、3月24日午前9時10分から関係者による現地調査を行い、午前11時45分から神辺支所会議棟福利厚生室で協議会を開催しました。委員6名中5名の出席により、議案第1号5件、第2号議案2件、議案第3号5件、議案第6号15件の合計27件について審議いたしました。

それでは、7ページの37番から41番の審議内容の報告をいたします。

37番は、譲受人が、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

38番と54ページの40番は関連案件です。譲受人が、54ページの40番で第5条届出の申請地として譲渡す土地の代替地として譲受けるもので、引続き水稻の作付を行うものです。

39番は、借受人が、申請地に期間を定めない使用貸借権を設定して借受け、野菜を作付し、経営規模の拡大を図るものです。

40番は、譲受人が、申請地を譲受け、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。

41番は、譲受人が、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人あるいは借受人も、必要な農機具等は確保あるいは購入予定であり、問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の41件については、農地法第3条調査書のとおり、借入れ後、又は、取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

また、10番については、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、農地の所有者と「株式会社 吉川」が賃借権を設定するものです。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、採決をいたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず、西部地区の報告をお願いします。

6番  
(村上)

それでは、8ページの1番について報告をいたします。  
山手町の申請人が、畑の一部を自己用の露天駐車場として利用するものです。  
場所は、西山手保育所の西、約200メートルのところですが、  
現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。  
以上です。

議長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

それでは、8ページの2番から4番について報告をいたします。  
2番は、加茂町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルの設置及び露天駐車場として利用するものです。  
3番は、駅家町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。  
4番は、新市町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。  
なお、3件とも農振除外手続き中です。  
現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそ

れもないと認められることから、許可妥当と判断しました。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、8 ページの 5 番と 6 番について報告をいたします。  
5 番は、申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。  
6 番は、申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。  
なお、いずれも、農振除外手続き中です。  
現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第 2 号の 5 番は、第 3 種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、鉄道の駅の周囲おおむね 5 0 0 メートル以内の区域であるため、第 2 種農地として判断されます。  
その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。  
すべての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず東部地区の報告をお願いします。

3番 (広江) それでは、9ページの1番と2番について報告をいたします。  
1番は、春日町の譲受人が、申請地を譲受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、県道坪生福山線から宇山へ行く途中のところですよ。

2番は、駅家町の法人が、申請地を譲受け、従業員用の露天駐車場として利用するものです。

場所は、芦田川自動車学校の西、100メートルのところですよ。

現地調査をいたしましたけど、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、問題ないと思われまふ。

議長 ありがとうございます。  
次に西部地区の報告をお願いします。

6番 (村上) それでは、9ページの3番から10ページの7番の報告をいたします。  
3番は、北本庄の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、郷分排水機場の西、約50メートルのところですよ。

4番は、沼隈町の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、隣接の宅地と一体で、分家住宅を建築するものです。

場所は、熊野水源地の下流、約500メートルのところですよ。

5番は、鞆町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として利用するものです。

場所は、主要地方道鞆松永線の室浜バス停の東、約100メートルのところ  
です。

6番は、瀬戸町の借受人が、使用貸借権を設定して母親から申請地を借  
受け、分家住宅を建築するものです。

場所は、沼隈支所の北東、約800メートルのところ  
です。

7番は、沼隈町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、プレハ  
ブの物置を設置するものです。

場所は、沼南高校の東、約50メートルのところ  
です。

なお、3番及び4番は、農振除外手続き中  
です。

現地調査をいたしました  
が、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められること  
から、許可妥当と判断しました。

以上  
です。

議 長

ありがとうございました。  
次に松永地区の報告をお願いします。

10番  
(井上)

それでは、10ページの8番の報告を  
いたします。  
藤江町の譲受人が、父親から申請地を譲受け、分家住宅を建築するもの  
です。

なお、本案件は、農振除外手続き中  
です。

現地調査をいたしました  
が、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められること  
から、許可妥当と判断しました。

以上  
です。

議 長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

15番  
(小林)

それでは、10ページの9番から11ページの16番について報告を  
いたします。

9番は、芦田町の借受人が、使用貸借権を設定して申請地を借受け、太  
陽光発電パネルを設置するものです。

10番は、箕島町の法人が、賃借権を設定して申請地を借受け、太陽光  
発電パネルを設置するものです。

11番は、神辺町の法人が、賃借権を設定して申請地を借受け、露天資  
材置場として利用するものです。

12番は、加茂町の法人が、申請地を譲受け、露天資材置場として利用

するものです。

13番は、神辺町の法人が、賃借権を設定して申請地を借受け、露天資材置場として利用するものです。

14番は、中華人民共和国の譲受人が、持分移転により申請地を譲受け、宅地の拡張を行うものです。

15番は、新市町の借受人が、使用貸借権を設定して申請地を借受け、太陽光発電パネルを設置するものです。

16番は、駅家町の譲受人が、申請地を譲受け、太陽光発電パネルを設置するものです。

なお、9番、11番、13番、14番、15番は、農振除外手続き中で、10番、12番、16番は、既に農振除外済となっています。

現地調査をいたしました。が、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番  
(山崎)

それでは、11ページの17番から12ページの21番について報告をいたします。

17番は、府中市の法人が、申請地に賃借権を設定して借受け、露天資材置場として利用するものです。

18番は、神辺町の法人が、申請地に賃借権を設定して借受け、太陽光発電パネルを設置するものです。

19番は、水呑町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して祖父から借受け、住宅を建築するものです。

20番は、神辺町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して祖父から借受け、住宅を建築するものです。

21番は、西深津町の法人が、申請地を譲受け、露天資材置場として利用するものです。

なお、17番、19番、20番、21番は農振除外手続き中でありま。現地調査をいたしました。が、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の8番は、瀬丸地区として平成13年から平成16年にかけて土地区画整理事業により整備された第1種農地です。

農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また、17番、19番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、鉄道の駅の周囲概ね500メートル以内の区域であるため、また、18番は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であるため、それぞれ第2種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長 次に、議案第 4 号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6 番 それでは、13 ページの 1 番と 2 番について報告をいたします。

(村上)

1 番と 2 番は関連案件で、沼隈町の申請人が、1 番は、平成 3 年頃から、2 番は、昭和 5 0 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

場所は、八日谷ため池の南、約 1 0 0 メートルのところ です。

現地調査をいたしましたが、いずれも、農地性は認められませんでした。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番 それでは、13 ページの 3 番から 6 番について報告をいたします。

(井上)

3 番は、本郷町の申請人が、明治 3 3 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

4 番は、宮前町の申請人が、昭和 2 5 年頃から製麺工場の敷地として利用し、現在に至っております。

5 番は、神村町の申請人が、昭和 3 5 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

6 番は、尾道市の申請人が、昭和 5 0 年頃から耕作放棄していたと、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

現地調査をいたしましたが、いずれも、農地性は認められませんでした。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番 それでは、14 ページの 7 番、8 番について報告をいたします。

(小林)

7 番は、芦田町の申請人が、昭和 5 7 年頃から住宅の敷地として利用し、

現在に至っております。

8番は、駅家町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

現地調査をいたしました但、いずれも、農地性は認められませんでした。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

東部地区の報告をお願いします。

3番

それでは、15ページの1番について報告いたします。

(広江)

申請人である広島市に在住の息子が、父親から農地を相続するものです。申請農地は畑9筆で、野菜、花卉、果樹の作付けが行われており、適正に管理されているとともに、引き続き農業を行うことを確認しております。

なお、2380-1及び2411-1については、一部農地以外として利用している部分がありましたので、その部分は対象外としております。

以上です。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

- 議 長 質問等もないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。
- 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。
- 東部地区の報告をお願いします。
- 3 番 それでは、16ページの1番から6番について報告いたします。  
(広江) 1番から4番と6番は更新で、適正に管理されています。  
5番は、新規で、3年間の使用貸借権を設定して借受け、水稻の作付を行うものであり、借受人は大規模に営農をされています。
- 議 長 ありがとうございます。  
次に西部地区の報告をお願いします。
- 6 番 それでは、16ページの7番から28ページの71番について報告いた  
(村上) します。  
利用権設定件数は、全体で65件、133筆、78,654.98平方メートルです。  
内訳は、新規分が24件、37筆、更新分が41件、96筆です。権利別では、使用貸借権の設定が49件、110筆、賃借権の設定が、16件、23筆となっています。  
栽培作物は、水稻、野菜、果樹、飼料作物等であります。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
次に松永地区の報告をお願いします。
- 10 番 それでは、28ページの72番から30ページの93番の報告をいたし  
(井上) ます。  
合計で22件、28筆、19,697平方メートルです。

新規が9件，15筆，9，927平方メートル，更新が13件，13筆，9，770平方メートルです。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

15番  
(小林)

それでは，31ページの94番から39ページの156番の報告をいたします。  
新規分は，16件，25筆，更新分，47件，69筆，合計の認定面積96，526平方メートルです。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17番  
(山崎)

それでは，39ページの157番から41ページの171番の報告をいたします。  
新規分は12件，17筆，16，975平方メートルです。うち，農地利用集積円滑化分は，4件，5筆，5，177平方メートルです。更新分は，3件，3筆，4，412平方メートルです。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第6号については，農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により，市が，農業委員会の決定を経て，農用地利用集積計画を定めることとなっています。

議案書16ページから41ページに171件の案件を上程しています。

このうち，2番，38番については，「新規就農促進措置」により権利を設定するものです。新規就農促進措置は，新規就農者等に限り，下限面積である1，000平方メートル未満であっても1筆を単位として，3年間の利用権の設定ができるもので，良好に耕作されていれば，更新することも可能となるものです。

また，22番，74番，166番については，農業経営基盤強化促進法

第18条第2項第6号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、それぞれの所有者と「株式会社 吉川」が賃借権を設定し、また、「株式会社 齋藤商店」、「社会福祉法人 にこにこ会」が使用賃借権を設定するものです。

また、41ページの4件は、農地利用集積円滑化事業によるものです。担い手への農地集積の促進を図るため、農地利用集積円滑化団体である「福山市農業経営改善支援センター推進協議会」が、農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、代理者として貸付等を行うものです。

本計画案は、1月末を締切として申込みを受け付けたもので、合計で、285筆、226,777.98平方メートルです。

内訳は、田が、242筆、184,016.98平方メートル、畑が、43筆、42,761平方メートルです。

全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の要件を満たしています。

また、調査書は、新規の案件のみについて作成しています。

議 長

これより、質疑に入ります。

なお、議席番号11番 鶏内淑臣委員は、33ページの116番、議席番号13番 淵上信弘委員は、35ページの125番、議席番号16番 谷本構造委員は、41ページの168番がご自身の案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、退席をお願いします。

(鶏内委員、淵上委員、谷本委員 退席)

議 長

発言のある方は、挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

議 長

鶏内委員、淵上委員、谷本委員は、採決が終わりましたので席へお戻り

ください。

(鶏内委員，淵上委員，谷本委員 着席)

議 長

続きまして，専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

報告事項について，ご説明いたします。

最初に，42ページから45ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は，農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理した案件は13件です。

次に，46ページから48ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び，49ページから54ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ですが，この規定により処理した案件は，4条が17件，5条が42件です。

内容については，記載のとおりです。

届出書は，添付書類も含め完備しておりましたので，農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，事務局長専決により，受理いたしました。

次に，55ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。

農地法施行規則第32条第1項第1号の規定により，転用目的が農業用施設であり，かつ転用面積が2アール未満の場合，農地法第4条の「農地転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。

現地調査の結果，届出の内容どおりであったため，2件とも受理しました。

次に，56ページ，57ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は，農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は，10件の通知がありました。

次に，58ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。

福山市税務部納税課から照会のあったもので，公売物件の登記地目が「農地」であることから，農業委員会が現地調査を行い，現況を報告するものです。

現況が「農地」であれば、公売へ参加するためには、入札参加資格として農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要となります。

この報告は、照会の日から2週間以内に行い、その間に農地部会が開催されない場合には、事務局長による専決処分で報告することとなっています。

現地調査の結果、農地性が認められたため、農地として報告しました。

次に、59ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。

1番は、事業計画の中止によるものです。

2番は、労力不足によるものです。

3番は、譲渡人の変更によるものです。改めて、53ページの30番から32番で、農地法第5条による届出が行われています。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、報告事項について終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、4月28日月曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時28分閉会